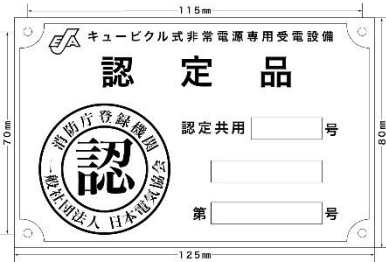
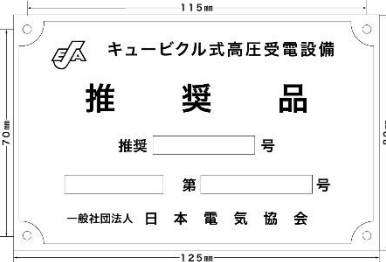


「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の変電設備について」
 (名古屋市火災予防条例指導基準一部抜粋)

条項	事項	指 導 基 準
14 I ③	消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	<p>次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>キュービクル式の変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。</p> <p>1 一般社団法人日本電気協会が認定又は推奨する変電設備</p> <p>[認定銘板]</p>  <p>[推奨銘板]</p>  <p>2 次の基準に適合しているもの</p> <p>(1) 共通（変電設備、発電設備、蓄電池設備）</p> <p>ア 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。</p> <p>イ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りのものにあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。</p> <p>ウ 外箱には、床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものとする。</p> <p>エ 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とすること。</p> <p>(2) キュービクル式の変電設備</p> <p>ア 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限り</p>

		<p>でない。</p> <p>イ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。</p> <p>（ア）各種表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）</p> <p>（イ）金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器</p> <p>（ウ）ヒューズ等に保護された電圧計</p> <p>（エ）計器用変成器を介した電流計</p> <p>（オ）切替スイッチ等のスイッチ類（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）</p> <p>（カ）配線の引込み口及び引出し口</p> <p>（キ）オに規定する換気口及び換気装置</p> <p>ウ 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。</p> <p>エ 配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものとする。</p> <p>オ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。</p> <p>（ア）換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。</p> <p>（イ）自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>（ウ）自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。</p> <p>（エ）換気口には、金網、金属製ガラリ又は防火ダンパーを設けること。</p>
--	--	--